

令和5年度大阪広域水道企業団インターンシップ事務手続要領（高等学校等担当者用）

この要領は、高等学校及び高等専門学校（以下「学校」という。）のインターンシップ担当者の方が、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）のインターンシップ生としての実習を希望する生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の受入協議（応募）を行うための必要な事務手続き等を記載するものです。

この要領及び「大阪広域水道企業団インターンシップ（高等学校等）の実施に関する要綱」等をご理解の上、手続に遺漏のないようお願いいたします（生徒等用の事務手続要領もご一読願います。）。

なお、学校側の申請窓口は、インターンシップ（就職）担当窓口等に一本化して、ご提出ください。
インターンシップ生受入協議書、インターンシップ生実習希望調書等の様式や受入プラン一覧については、企業団ウェブページから入手してください。

企業団HP → 職員採用情報 → インターンシップ → 高等学校等
<https://www.wsa-osaka.jp/saiyo/internship/>



1 提出書類（次の3種類を提出してください。）

〔学校で作成し、企業団へ提出する書類〕

- ①インターンシップ生受入協議書
- ②インターンシップ生受入協議書（別紙）

〔実習希望の生徒等が作成し、学校において取りまとめの上、企業団へ提出する書類〕

- ③インターンシップ生実習希望調書

2 提出書類作成の注意事項

学校において、申込書等を作成していただく際には、真にインターンシップに取り組む意欲のある生徒等をご推薦いただきますようお願いいたします。

①インターンシップ生受入協議書について

- ・受入協議書の発信者は、学校の代表者（又は代表者から企業団の実習等における申込に関して委任を受けた者）としてください。
- ・「学校における実習担当者」欄については、実習生の受入に関して、企業団からの事務連絡等の実際の窓口となるご担当者名等を記入してください。
- ・「夏期休業期間」欄については、土曜日・日曜日・祝日を除き、一斉休業等の理由により、学校側の担当者と連絡がつかない期間を記入してください。

② インターンシップ申込書（別紙）について

- 生徒等を推薦する理由とともに各欄に依りて必要な事項を記入してください。
- 実習を希望する生徒等が次の要件を満たしているかご確認ください。
 - 高等学校及び高等専門学校に在籍していること。ただし、高等専門学校については、第3学年以下に在籍する学生に限る。
 - 企業団の事業に関心があり、企業団のインターンシップにおける実習を積極的に行う意思を有すること。
 - 「大阪広域水道企業団インターンシップ（高等学校等）の実施に関する要綱」に定める服務規律を遵守することができること。

③ インターンシップ生実習希望調書の取りまとめについて

- 「インターンシップ生実習希望調書」は、実習を希望する生徒等に作成していただきますが、取りまとめいただく際には、記入漏れの有無等、内容に不備がないかご確認ください。

3 実習生の決定について

- ◆ インターンシップ生の受入の結果（提出書類を作成していただいた生徒等の受入可否）については、7月上旬頃に通知します（生徒等や関係者等からのお問い合わせにはお答えできません。）。

4 保険の加入について

- ◆ 上記3により企業団のインターンシップ生としての受入を決定した生徒等については、7月中旬頃までに在籍する学校を通じて、誓約書並びに傷害保険及び賠償責任保険に加入していることを証明する書面（加入者証等）の写しを提出していただきます。この手続きについては、受入可否の決定通知に詳細を記載します。

5 実習生の実習成果報告等の必要状況について

- ◆ 受入決定した場合、上記4の誓約書等の提出にあわせ、「実習成果報告等依頼書」により、報告の必要の有無について、学校から報告いただきます（様式は、受入決定通知を行う際に送付します。）。
- ◆ その際、実習成果の報告等が必要な場合は、学校の代表者から、企業団あてに、記入様式等を送付してください。事前に企業団経営管理部総務課に連絡することなく、実習開始後に生徒等が受入所属に実習成果報告書等を持参することのないようご注意ください。

6 その他

- ◆ 受入決定後に辞退者が発生すると、他の応募者に大変迷惑がかかりますので、受入決定した場合には、全実習日程に必ず出席できる生徒等のみご推薦ください。
- ◆ 受入決定までの間に、企業団から生徒等に連絡事項がある場合は、原則として、学校の担当者を通じて連絡いたします。また、特別の理由により、実習に従事できない日が発生した場合等は、直ちに学校のインターンシップ担当窓口に報告するよう、生徒等を指導してください。なお、生徒等から報告を受けた場合には、その都度、企業団の担当者まで連絡をお願いします。